



令和7年10月8日

四 国 運 輸 局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和7年9月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者1者(1営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和7年9月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和7年9月24日	一般貸切 (貸切バス)	四国交通株式会社 (法人番号3480001007522) 本社営業所	徳島	・文書警告	別添 ①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年9月24日
事業者の氏名又は名称	四国交通株式会社(法人番号3480001007522)(代表者 一木加津雄)
事業者の住所	徳島県三好市井川町西井川311番地2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市井川町西井川311番地2号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
違反行為の概要	令和7年9月18日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)営業区域の設定変更について認可を受けていなかったこと(道路運送法第15条第1項)
当該違反点数	4点
事業者累積違反点数	4点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。